

# AEO 輸出者、AEO 輸入者及び AEO 通関業者に対する 経済連携協定（TPP11（CPTPP）、日 EU・EPA 及び日英 EPA）に基づく 加工又は修繕のため輸出入される貨物に係る輸出入申告時の簡素な手続について

平成 30 年 12 月  
令和 3 年 4 月更新

財務省・税関

※赤字の箇所は、令和 3 年 4 月更新部分となります。

加工又は修繕のため本邦から経済連携協定の締約国に輸出され、その輸出の許可の日から 1 年（税関長の承認を受けたときは、1 年を超え税関長が指定する期間）以内に輸入される貨物については、所定の手続を経ることにより関税・消費税が免除されます。

AEO 輸出者又は AEO 通関業者が行う輸出申告並びに、AEO 輸入者又は AEO 通関業者が行う輸入申告については、簡素な手続となります。

(注) 輸出申告において当該簡素な手続の適用を受けた貨物について、輸入申告においても簡素な手続の適用を求める場合には、その貨物を輸出した者が輸入する必要があります。

## 【免税制度の概要】

### 1. 対象となる貨物（関税暫定措置法第 8 条の 7、同法施行令第 31 条の 3、同法基本通達 8 の 7 - 1）

#### ➤ 加工又は修繕のため輸出された貨物

(参考) 加工・修繕とは（関税暫定措置法基本通達 8 の 7 - 1、関税定率法基本通達 11 - 1）

加工とは、貨物にある工作を加えることにより当該貨物の価値を増加しようとする行為（当該工作を加えた後の貨物が工作を加える前の貨物の特性を有する範囲に限る）

修繕とは、貨物の機能等が低下した箇所を元の状態に修復する行為（当該貨物を構成する部品の交換を含む）

(注 1) 免税制度を適用する際、本邦においてその加工をすることが困難かどうかは問いません。また、免税制度の適用を受けようとする貨物の原産地がどこであるかは問いません。

(注 2) 次に掲げる場合は、関税定率法第 14 条第 10 号（再輸入貨物の無条件免税）を利用することもできます。

- イ 加工又は修繕のため本邦から輸出した貨物が、その輸出の許可の際の性質及び形状が変わっていないと認められる程度の簡単な加工又は修繕（例えば、ねじ締め、油洗い、注油等）をただで輸入される場合
- ロ 本邦から輸出された生フィルムが、撮影後未現像のまま（個人的使用に供されるものは現像済のものを含む。）輸入される場合

### 2. 対象国・地域（関税暫定措置法第 8 条の 7）

- TPP11（CPTPP）締約国
- 日 EU・EPA 締約国
- 日英 EPA 締約国

### 3. 免税手続に必要な書類（輸出時）（関税暫定措置法施行令第31条の3、同法基本通達8の7-2）

- (1) 「加工・修繕輸出貨物確認申告書（経済連携協定関係）」（P-7720）（以下「確認申告書」）：2通（原本、交付用）
- (2) 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）第2条第1項第2号《輸出の承認》の規定に基づき発給された輸出承認証又は加工、修繕に関する契約書：1通
- (3) 同一性の確認を行うための資料（写真、カタログ等）

（注1） 契約書の提出が困難であると税関が認めるときは、契約書以外の加工又は修繕の事実を証明し得る書類（例えば、外国の輸出者又は製造者との間の通信文書）でも可能です。

（注2） 加工、修繕に関する契約書等が提出できない場合には、確認申告書の「その他参考となるべき事項」欄に「令第31条の3第1項において準用する令第22条第2項ただし書扱い」である旨記載し、「加工・組立輸出貨物確認申告書」（P-7700）のうち「契約実績表（総括）（P-7700号-2）」及び「契約実績表（個別）（P-7700号-3）」を提出することが必要です（後記4の注に記載の手続を、確認申告書の裏面により行う場合は提出不要）。

（注3） 識別記号等による同一性の確認に際し、税関が必要とする場合には、輸出手続において同一性の確認を行うための資料（写真、カタログ等）の提出を求められることがあります。また、仕入書等の輸出関係書類を同一性の確認資料とする場合には、輸入手続で用いるよう税関が押印の後返付する用に供するため、当該輸出関係書類の「写し」の提出を求められることがあります。

### 4. 免税手続に必要な書類（輸入時）（関税暫定措置法施行令第31条の3、同法基本通達8の7-3）

- (1) 輸出された貨物の輸出の許可書又はこれに代わる税関の証明書
- (2) 加工、修繕に関する契約書等
- (3) 「加工・修繕・組立製品減免税明細書」（T-1060）：1通
- (4) 輸出許可に係る税関官署の確認済みの確認申告書

（注） 加工、修繕に関する契約書等が提出できない場合は、確認申告書の裏面又は輸出時に提出された「契約実績表（総括）（P-7700号-2）」の「契約に係る輸出原材料価格」欄に、1契約に係る輸出原材料の輸出申告価格を記入する等、関税暫定措置法基本通達8-5(4)に準じて取り扱われます。

## 【AEO輸出者、AEO輸入者又はAEO通関業者に対する簡素な手続の内容】（関税暫定措置法基本通達8の7-5、6）

- **輸出時**：上記3. (1)（確認申告書）の「原本」及び「交付用」のうち、「交付用」について、輸出申告時にその作成・提出が不要となります。  
上記3. (2)（契約書等）について、輸出申告時にその写しを提出又は提示することが可能です。  
上記3. (3)（同一性の確認資料）について、仕入書等の輸出関係書類を同一性の確認資料とする場合、原則、税関は当該書類により確認が可能であるとして、その他の同一性の確認を行うための資料（写真、カタログ等）の提出は不要となります。また、当該仕入書等の輸出関係書類の「写し」の提出も不要となります。
- **輸入時**：上記4. (1) 及び (2)（輸出された貨物の許可書又はこれに代わる税関の証明書及び契約書等）について、輸入申告時にこれらの写しを提出することが可能です。  
上記4. (4)（確認申告書）について、輸入申告時にその提示が不要となります。

（注） 当該簡素な手続の利用に当たっては、輸出入者は確認申告書又はそれに相当する書類を適切に管理し、税関が必要とする場合には、当該書類の提示や説明を行うこととなります。

※詳細については、各税関の減免税担当までお問合せください。